

東三河人口問題連絡会議開催要領

(目的)

第1条 愛知県内において先行して減少局面に入った東三河地域の人口問題について、県、市町村等が情報共有と意見交換を行うため、東三河人口問題連絡会議(以下「連絡会議」という。)を開催する。

(構成)

第2条 連絡会議は、次に掲げる区分に応じ、別表に定める者により構成する。

- (1) 東三河県庁
- (2) 東三河地域の市町村
- (3) 東三河広域連合
- (4) 学識経験者

2 連絡会議に別表に掲げるオブザーバーを置く。

(会議)

第3条 連絡会議に座長を置き、愛知県東三河総局長が務める。

2 座長は、会務を主宰する。

3 連絡会議に副座長を置き、愛知県東三河総局新城設楽振興事務所長が務める。

4 座長が不在のとき、又は座長に事故があるときは、副座長がその職務を代理する。

(庶務)

第4条 連絡会議の庶務は、愛知県東三河総局企画調整部企画調整課において行う。

(雑則)

第5条 この要領に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成26年10月6日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年9月2日から施行する。

別表

(構成員)

区 分	職 名
東三河県庁	愛知県東三河総局長
	愛知県東三河総局 新城設楽振興事務所長
東三河地域の市町村	豊橋市企画部長
	豊川市企画部長
	蒲郡市企画部長
	新城市企画部長
	田原市企画部長
	設楽町企画ダム対策課長
	東栄町総務課長
豊根村地域振興課長	
東三河広域連合	事務局長

区 分	職 名	氏 名
学識経験者	愛知大学地域政策学部教授	岩 崎 正 弥
	豊橋技術科学大学建築・都市システム学系教授	浅 野 純 一 郎

(オブザーバー)

職 名
愛知県政策企画局企画調整部地方創生課 担当課長
愛知県総務局総務部市町村課地域振興室 室長補佐